

総社市小児医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第7号

総社市小児医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則

総社市小児医療費給付条例施行規則（平成17年総社市規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

改正後	改正前
<p>(受給資格者証の交付等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 市長は、前項の受給資格者証交付申請書を受理し、資格があると認めたときは、小児医療費受給資格者証交付台帳を整備し、小児医療費受給資格者証（<u>別記様式</u>。以下「受給資格者証」という。）を交付するものとする。</p> <p>3 略</p> <p><u>別記様式（第2条関係）</u> (別紙のとおり)</p>	<p>(受給資格者証の交付等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 市長は、前項の受給資格者証交付申請書を受理し、資格があると認めたときは、小児医療費受給資格者証交付台帳を整備し、小児医療費受給資格者証（<u>様式第1号、様式第2号又は様式第3号</u>。以下「受給資格者証」という。）を交付するものとする。</p> <p>3 略</p> <p><u>様式第1号（第2条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第2号（第2条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第3号（第2条関係）</u> 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

（表）

受診の際は必ず保険証に添えて提出してください。
この証が使えるのは、県内の医療機関・薬局・訪問看護ステーションだけです。

岡 山 県							
小児医療費受給資格者証							
公 費 負 担 者 番 号							
受 給 資 格 者 番 号							
受給資格者	住 所						
	氏 名						
	生 年 月 日		年 月 日 生	性別			
一 部 負 担 金 の 割 合		無 料					
有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで					
<p>上記の者の診療にかかる医療保険の自己負担については、公費で負担します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">岡山県総社市長 印</p>							
<p>保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者の方へ</p> <p>この証により診療を求められたときは、公費併用扱いとして、レセプトにより、審査支払機関へ請求してください。</p> <p>また、その場合、レセプトの「負担金額」欄には「0円」と記入してください。</p>							

（裏）

注 意 事 項